あい ホールディングス株式会社

第14回 定時株主総会
招 集 ご 通 知

日　時

2020年９月25日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）

場　所

東京都中央区銀座五丁目15番８号
時事通信ホール（時事通信ビル２階）
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

・新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主様の感染リスク回避のため、ご来場を見合わせていただき、議決権は書面（同封の葉書）により行使いただきますようお願い申しあげます。
詳細は本書１ページをご参照ください。
・お土産の提供は取りやめることといたします。事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申しあげます。
・その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
http://www.aiholdings.co.jp

目　次

第14回定時株主総会招集ご通知　2

[株主総会参考書類]
第１号議案：剰余金の処分の件　5
第２号議案：取締役５名選任の件　6
第３号議案：補欠監査役１名選任の件　11

[提供書面]
事業報告　13
連結計算書類　27
計算書類　30
監査報告　33

あい ホールディングス株式会社
証券コード 3076

当社株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症のリスクを踏まえ、当社の定時株主総会における対応を以下のとおりご案内申しあげます。株主の皆様の安全を第一に考えての対応となりますので、ご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

株主の皆様へのお願い

- 法令の定めに基づき株主の皆様へ定時株主総会の招集ご通知をお送りしておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主様の感染リスク回避のため、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願いいたします。
  特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、重症化リスクも高くなることから、慎重なご判断をお願いいたします。
- 議決権は、書面（郵送）によって事前に行使することができますので、積極的にご利用ください（詳細は４ページをご覧ください）。

当日の対応について

- 株主総会当日に発熱の症状のある方やその他体調のすぐれない方は、ご来場を見合わせていただくようお願いいたします。なお、当日体調がすぐれないと見受けられる方のご入場をお断りし、又はご退出いただく場合がございますので予めご了解ください。
- 株主総会に出席する役員及び会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ご来場の株主様には、ご入場の際のアルコール消毒液の使用と検温へのご協力、ご来場からご退出までの間のマスクの着用をお願いいたします。当日、これらも含めた感染症拡大防止のためのお願いに従っていただけない場合にはご退出いただく場合がありますことを予めご了解ください。
- 座席が密接しないよう間隔を空けた配置とするため、会場内の座席数は例年より大幅に減らさせていただきます。このため、やむを得ずご入場をお断りする場合がございます。
- 感染症拡大防止のために短時間で終了すべく、株主総会における報告・説明を例年より短縮させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、予め本書にお目通しいただきますようお願いいたします。

証券コード　3076
2020年９月２日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋久松町12番８号
あい ホールディングス株式会社
代表取締役会長　　佐々木　秀吉

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、当日ご出席を見合わせていただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年９月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年９月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
２．場　　所　　東京都中央区銀座五丁目15番８号
　　時事通信ホール（時事通信ビル２階）
３．目的事項
　報告事項　１．第14期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第14期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役５名選任の件
　　第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2．本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.aiholdings.co.jp）に掲載しております。
　① 連結計算書類の「連結注記表」
　② 計算書類の「個別注記表」
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をするに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
3．株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.aiholdings.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご押印は不要です。）

日 時　2020年 9月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

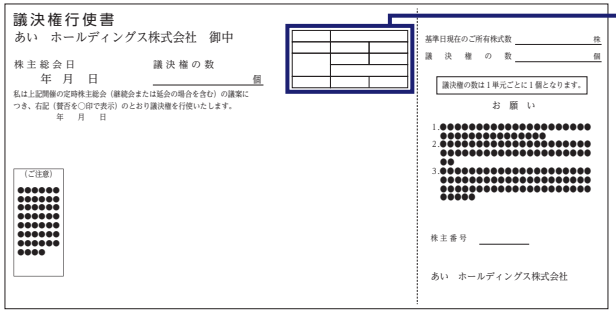
場 所　東京都中央区銀座五丁目15番８号
時事通信ホール（時事通信ビル２階）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2020年 9月24日（木曜日）午後５時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内


議決権行使書
あい　ホールディングス株式会社　御中
株主総会日　年　月　日　議決権の数　個
私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
年　月　日
（ご注意）
基準日現在のご所有株式数　株
議決権の数　個
議決権の数は１単元ごとに１個となります。
お 願 い
1
2
3
株主番号
あい　ホールディングス株式会社

※議決権行使書はイメージです。

→ こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第1号議案　第3号議案

- ●賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ●否認する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案

- ●全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ●全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- ●一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、自己資本の充実と株主の皆様への利益配分を、共に経営の最重要課題と位置付け、経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当を実現していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1　配当財産の種類

金銭といたします。

2　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　金23円

総　額　1,089,237,657円

3　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月28日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役大島昭彦氏は、2020年６月30日付で辞任により退任しておりますので、取締役５名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当
1	佐々木　秀　吉（ささき　ひでよし）再任	代表取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）
2	荒　川　康　孝（あらかわ　やすたか）新任	
3	吉　田　周　二（よしだ　しゅうじ）再任	取締役管理本部長
4	三　山　裕　三（みやま　ゆうぞう）再任 社外 独立役員	社外取締役
5	河　本　博　隆（かわもと　ひろたか）再任 社外 独立役員	社外取締役

候補者番号
1



佐々木（ささき）　秀吉（ひでよし）（1956年９月25日生）

再　任

所有する当社の株式数　11,005,500株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年５月　東洋ホーム株式会社代表取締役
1993年５月　株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス取締役
1994年６月　同社代表取締役社長（現任）
1995年５月　株式会社ビーエム総合リース代表取締役社長（現任）
2000年12月　ＮＢＳカード株式会社（現　株式会社アイフィンク）代表取締役会長
2007年４月　当社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）（現任）
2008年６月　グラフテック株式会社代表取締役会長
2009年２月　株式会社あい設計代表取締役会長（現任）
2009年７月　グラフテック株式会社代表取締役社長
あいエンジニアリング株式会社代表取締役社長（現任）
2014年10月　ＮＢＳカード株式会社（現　株式会社アイフィンク）代表取締役社長
2019年１月　グラフテック株式会社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社設立以来、確固たる企業理念のもと、強いリーダーシップでグループ全体を牽引し、成長に導いています。これまで築いてきたステークホルダーの皆様との信頼関係をベースに、新たにAI、IoTを基軸としたビジネス展開で更なる発展をめざしています。

これまでの実績、経験、そしてこれまでに培われた経営理念によって、今後もグループを更なる発展に導くことが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

４/５回

(注)同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
2



荒川 康孝（あらかわ やすたか）

（1958年８月29日生）

新　任

所有する当社の株式数	一株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年４月　アイワ株式会社入社
1999年４月　アイワアメリカカナダ支店長
2002年10月　グラフテック株式会社入社
2004年４月　同社国内営業本部長
2005年５月　グラフテックアメリカインク社長
2009年９月　シルエットアメリカインク社長（現任）
2019年１月　グラフテック株式会社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

グラフテック株式会社入社以来、海外事業における豊富な経験と見識を持ち、有望市場の開拓を推進してきました。卓越した知識と情報網で、今後もグループ全体のビジネス展開に強いリーダーシップを発揮し、当社グループの発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

(注)同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
3



吉田 周二（よしだ しゅうじ）

（1960年４月６日生）

再　任

所有する当社の株式数	4,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年４月　グラフテック株式会社入社
2006年10月　同社国内情報機器営業本部長
2008年７月　同社総合企画部長
2009年１月　当社経営戦略部長
2010年７月　グラフテック株式会社執行役員海外営業本部長
2011年６月　日本電計株式会社社外取締役
2014年７月　当社管理本部総務人事部長
2014年９月　当社取締役管理本部長（現任）
2019年５月　グラフテック株式会社管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社では管理本部長として管理基準の整備とガバナンス強化を推進しています。これまでの経験と実績から、当社業務における社会的な責任と使命を理解し、経営管理を的確に遂行する資質を備えており、今後も当社の発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

5/5回

(注)同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
4



三山裕三（みやまゆうぞう）（1955年２月28日生）

再　任
社　外
独立役員

所有する当社の株式数　95,500株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年10月　司法試験合格
1983年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
1986年９月　三山裕三法律事務所開設
2001年７月　三山総合法律事務所代表（現任）
2007年４月　当社社外取締役（現任）
2017年６月　株式会社インテージホールディングス社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、主に企業統制と統治について、独立した立場から、助言、提言をいただいております。過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年5ヵ月となります。

取締役会への出席状況

５/５回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
5



河本博隆（かわもと ひろたか）（1947年３月１日生）

再　任
社　外
独立役員

所有する当社の株式数　200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1969年７月　通商産業省（現　経済産業省）入省（鉱山石炭局石炭部炭政課）
1981年５月　中小企業庁長官官房総務課長補佐（総括班長）
1986年11月　静岡県商工部長
1988年６月　資源エネルギー庁公益事業部ガス事業課長
1992年６月　産業政策局商政課長
1993年６月　国土庁（現　国土交通省）計画・調整局総務課長
1994年７月　特許庁審査第一部長
1999年９月　全国石油商業組合連合会副会長
　　社団法人全国石油協会副会長
2016年９月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

通商産業省（現　経済産業省）に入省以来、長年にわたり国家機関の要職を歴任された豊富な経験と見識で、経営全般にわたり独立した立場から、助言、提言をいただいております。過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

取締役会への出席状況

５/５回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

（注）1. 三山裕三氏及び河本博隆氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、三山裕三氏及び河本博隆氏との間で、社外取締役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
3. 三山裕三氏及び河本博隆氏は、東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、12ページに記載のとおりであります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案にて選任される補欠監査役の選任の効力を有する期間は、他の補欠監査役と同一とするものとします。

なお、候補者内藤務氏は、現任の常勤監査役田口詞男氏の補欠として選任をお願いするものであり、その就任順位は、既に選任されている関道弥氏を第１順位とし、候補者内藤務氏を第２順位といたします。本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

内藤（ないとう）　務（つとむ）（1969年３月16日生）

所有する当社の株式数	800株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1989年４月　グラフテック株式会社入社
2016年７月　同社企画管理本部経理財務部副部長
2018年７月　同社企画管理本部経理財務部長
2019年５月　同社管理本部経理財務部長（現任）

補欠監査役候補者とした理由

当社グループにおける長年の経験と実績及び財務・経理・会計に関する豊富な知識を有しており、監査役に就任された場合に経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

（ご参考）

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社においては、社外取締役及び社外監査役の独立性に関しては、以下の事項に該当しない場合を目安として独立性があると判断する。

1. 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）又はその就任の前10年間においてそうであった者

2. 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10％以上の株主）、又は主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近５年間においてそうであった者

3. 当社が現在主要株主である会社の業務執行者及び監査役

4. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2％を超える支払いをしている若しくは支払いを受けている）の業務執行者

5. 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者

6. 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者及び監査役

7. 当社グループの主要な借入先（注2）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近3年間においてそうであった者

8. 当社グループの会計監査人又は監査法人等の社員、パートナー又は従業員である者、又は最近３年間においてそうであった者（現在退職している者を含む）

9. 上記8. に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

10. 上記8. に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2％以上の支払いを当社グループから受けた）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者

11. 上記1. ～10. の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

（注）1. 業務執行者とは、業務執行取締役又は執行役員その他これらに準じる者及び使用人。
2. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関グループであって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2％を超える金融機関グループ。

以　上

（提供書面）事業報告（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2019年10月の消費税増税の影響による消費・投資抑制に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により全体ではマイナス傾向で推移いたしました。海外においても、新型コロナウイルス感染症が世界中で拡大する中、サプライチェーンへの影響を含め、経済活動が大幅に制限される状況となりました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、環境変化に機動的に即応し、効率性や採算性を考慮した社内体制の強化・整備を図り、利益重視の経営を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は431億7千９百万円（前期比15.4％減）となり、営業利益は75億９千６百万円（前期比9.7％減）、経常利益は79億３千５百万円（前期比8.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は46億２千万円（前期比14.2％減）となりました。

事業のセグメント別の業績は次のとおりであります。

「セキュリティ機器」につきましては、マンション向け、法人向けともに堅調に推移しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によって、当連結会計年度の後半にかけてマンション向け販売におけるマンション管理組合の理事会・総会の延期に伴う、販売・納品の遅れがみられました。その結果、売上高は124億８千５百万円（前期比0.3％減）、セグメント利益は51億１千２百万円（前期比1.6％減）となりました。

「カード機器及びその他事務用機器」につきましては、鉄骨業界向けの専用CADソフト販売が引き続き堅調に推移しました。しかしながら、NBS Technologies Inc. 傘下の非中核事業（半導体関連事業）を売却したことや、カード機器の主要販売先の病院向け等における新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による営業活動の大幅な制限、商談・納品の延期や設備投資の抑制がみられました。その結果、売上高は45億８千７百万円（前期比28.3％減）、セグメント利益は６億４千７百万円（前期比35.3％減）となりました。

「情報機器」につきましては、主力のコンシューマ向けカッティングマシン事業においては、オンライン販売を中心に好調に推移しました。しかしながら、業務用カッティングマシン事業につきましては、国内の緊急事態宣言、海外のロックダウン措置等の影響で納品や商談に遅れが生じ、設備投資の抑制がみられました。その結果、売上高は152億１千４百万円（前期比3.1％減）、セグメント利益は13億５千４百万円（前期比9.6％減）となりました。

「計測機器及び環境試験装置」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により主要顧客となる製造業で生産停止が広がり、納品や商談の遅れ、設備投資の抑制がみられました。その結果、売上高は16億４千５百万円（前期比20.9％減）、セグメント利益は４千万円（前期比76.5％減）となりました。

「設計事業」につきましては、官公庁を主とした案件受注が堅調に推移しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、当連結会計年度後半にかけて建設工事の延期等により検収の遅れが生じました。その結果、売上高は46億３千１百万円（前期比1.4％増）、セグメント利益は３億４千１百万円（前期比13.1％減）となりました。

なお、当連結会計年度より「リース及び割賦事業」については売上高が５億円前後となり量的な重要性が乏しくなったため、報告セグメントから「その他」に含めて表示する方法に変更しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は９億８千９百万円で、その主なものは、生産設備及び金型、自社利用のソフトウエア及びリース資産等に係るものであります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (2017年６月期)	第 12 期 (2018年６月期)	第 13 期 (2019年６月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2020年６月期)
売　上　高（百万円）	50,119	54,560	51,031	43,179
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	5,995	6,125	5,386	4,620
１株当たり当期純利益	126円60銭	129円35銭	113円74銭	97円57銭
総　資　産（百万円）	55,027	59,696	59,815	60,977
純　資　産（百万円）	39,209	43,707	46,958	49,530
１株当たり純資産額	827円90銭	922円89銭	991円55銭	1,045円88銭

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ドッドウエルビー・エム・エス	2,992百万円	100%	セキュリティ機器、カードシステム及び事務用機器類の販売、保守サービス事業
グラフテック株式会社	3,000百万円	100%	計測機器及びコンピュータ周辺機器の製造販売
株式会社あい設計	45百万円	100%	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ドッドウエルビー・エム・エス	東京都中央区日本橋久松町12番８号	12,762百万円	27,606百万円
グラフテック株式会社	神奈川県横浜市戸塚区品濃町503番10号	5,884百万円	

(4) 対処すべき課題

当社グループは、セキュリティ機器、カード機器、情報機器、設計事業等、多岐にわたる事業活動を展開しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の制限、米中対立の他国への拡散による影響など各事業分野共通課題への対応に加え、それぞれの事業分野ごとに抱える以下の課題への対応が必要となっております。

セキュリティ機器につきましては、事業の軸となるマンション市場においては、リプレイス・新規獲得ともに順調に推移しておりますが、導入機器の見直しを行い、利益構造の更なる改善が課題となっております。一般法人向け市場に対しては、価格競争力と高機能ラインアップのすみわけ、未参入市場への切り込みによるボリューム拡大及び施工業者の発掘と教育が課題となっております。

カード機器につきましては、金融機関や流通向けでは、キャッシュカードやクレジットカードの即時発行市場における販売促進が課題となっております。また、病院市場においては、新商品の投入、ハード販売から柔軟な提案による複合販売、高齢化社会に伴う老健・介護施設等への事業拡大を推進していくことが課題となっております。

情報機器につきましては、業績の主要な部分を占めるコンシューマ向け小型カッティングマシン事業の更なる伸長が課題となります。前期に発売された新製品は販売好調でありますが、今後も新製品の投入によって競合他社との競争に打ち勝ち、市場的にはまだまだ拡大の余地があると考えられる当事業において更なるシェアアップを図ることが課題となっております。

設計事業につきましては、利益率の高い耐震診断業務が減少傾向にある中、官庁・民間の設計業務の受注が大きな伸びをみせています。一方、人材獲得の競争も激化しており、人材の確保及び働き方改革の流れの中での業務の一層の効率化が課題となっております。

当社グループは、業績の拡大と収益力の向上のため、こうしたそれぞれの事業体質をより強固にする課題解決のための施策を迅速に立案、実施する一方、ホールディングカンパニーとしての特長を活かしながら、内部統制機能の見直しと充実を図ることにより、コンプライアンス体制の一層の強化も図ってまいります。

⑸ 主要な事業内容（2020年６月30日現在）

事業区分	主要業務
セキュリティ機器	セキュリティシステム機器の開発・製造及び販売
カード機器及びその他事務用機器	カード発行機器（病院向けカードシステム、金融向けカードシステム）及びその他事務用機器の開発・製造及び販売
情報機器	プロッタやスキャナ等のコンピュータ周辺機器の開発・製造及び販売、保守サービス等
計測機器及び環境試験装置	計測機器、環境試験装置及び金属異物検査装置の開発・製造及び販売等
設計事業	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等
その他	カードリーダー、自動おしぼり製造機の製造・販売並びにソフトウェアの開発・販売、セキュリティ機器、カード機器等の保守サービス、リース及び割賦事業等

（注）当連結会計年度より「リース及び割賦事業」は、事業区分としての量的な重要性が低下したため、「その他」に含めて表示することに変更いたしました。

⑹　主要な営業所及び工場（2020年６月30日現在）

当　　社	本　　社	東京都中央区日本橋久松町12番８号
株式会社 ドッドウエル ビー・エム・エス	本　　社	東京都中央区日本橋久松町12番８号
	支　　店	札幌支店（札幌市）、盛岡支店（盛岡市）、仙台支店（仙台市）、 高崎支店（高崎市）、大宮支店（さいたま市）、 東京支店（東京都千代田区）、千葉支店（船橋市）、 横浜支店（横浜市）、湘南支店（横浜市）、新潟支店（新潟市）、 金沢支店（金沢市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、 京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、神戸支店（神戸市）、 広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）、鹿児島支店（鹿児島市）
	営業所	青森営業所（青森市）、郡山営業所（郡山市）、 宇都宮営業所（宇都宮市）、水戸営業所（水戸市）、 長野営業所（長野市）、岡山営業所（岡山市）、 米子営業所（米子市）、松山営業所（松山市）、 高松営業所（高松市）、北九州営業所（北九州市）、 長崎営業所（長崎市）、熊本営業所（熊本市）
グラフテック 株式会社	本　　社	神奈川県横浜市戸塚区品濃町503番10号
	事業所	藤沢事業所（藤沢市）、戸塚事業所（横浜市）、 東京事業所（東京都中央区）、豊橋事業所（豊橋市）、 中部事業所（名古屋市）、関西事業所（吹田市）
	海外拠点	米国（カリフォルニア、ユタ）、オランダ（アムステルダム）、 中国（上海）、タイ（バンコク）、ウルグアイ
株式会社あい設計	本　　社	広島県広島市東区上大須賀町10番16号
	支　　社	札幌支社（札幌市）、仙台支社（仙台市）、埼玉支社（さいたま市）、 東京支社（東京都江東区）、横浜支社（横浜市）、 新潟支社（新潟市）、名古屋支社（名古屋市）、大阪支社（大阪市）、 岡山支社（岡山市）、広島支社（広島市）、呉支社（呉市）、 福山支社（福山市）、山口支社（山口市）、四国支社（松山市）、 九州支社（福岡市）、大分支社（大分市）、鹿児島支社（鹿児島市）
	事務所	高知事務所（高知市）、高松事務所（高松市）

⑺　使用人の状況（2020年６月30日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ機器	291名	4名増
カード機器及びその他事務用機器	142名	20名減
情報機器	250名	5名増
計測機器及び環境試験装置	77名	7名減
設計事業	304名	21名増
その他	246名	5名減
全社（共通）	34名	5名減
合計	1,344名	7名減

（注）１．使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
２．全社（共通）の使用人数は、当社の就業人員のうち、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．当連結会計年度より「リース及び割賦事業」は、事業区分としての量的な重要性が低下したため、「その他」に含めて表示することに変更いたしました。そのため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名	5名減	49.2歳	19.2年

（注）１．使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
２．平均勤続年数は、出向受入者の当社グループ内での勤続年数を加算しております。

⑻　主要な借入先の状況（2020年６月30日現在）

該当する事項はありません。

⑼　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　220,000,000株
② 発行済株式の総数　56,590,410株
③ 株主数　8,822名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐々木　秀吉	110,055百株	23.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	59,124百株	12.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	28,174百株	5.95%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,553百株	5.40%
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE FIDELITY FUNDS	8,497百株	1.79%
第一生命保険株式会社	7,600百株	1.60%
あいホールディングス社員持株会	7,553百株	1.60%
ＪＰ MORGAN CHASE BANK 385166	6,910百株	1.46%
光通信株式会社	6,775百株	1.43%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託・三菱ＵＦＪ信託銀行口）	6,400百株	1.35%

（注）１．当社は、自己株式9,232,251株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
２．持株比率は、自己株式9,232,251株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐々木　秀吉	最高経営責任者（ＣＥＯ） 株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス代表取締役社長 グラフテック株式会社代表取締役会長 株式会社あい設計代表取締役会長
代表取締役社長	大島　昭彦	株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス取締役 株式会社あい設計取締役
取締役	吉田　周二	管理本部長 グラフテック株式会社管理本部長
取締役	三山　裕三	三山総合法律事務所代表 株式会社インテージホールディングス社外取締役
取締役	河本　博隆	
常勤監査役	田口　詞男	
監査役	安達　一彦	安達一彦法律事務所代表
監査役	石本　哲敏	石本哲敏法律事務所代表 ハウスコム株式会社社外取締役 岡部株式会社社外取締役

（注）１．取締役三山裕三氏及び取締役河本博隆氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、取締役三山裕三氏及び取締役河本博隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．監査役安達一彦氏及び監査役石本哲敏氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、監査役安達一彦氏及び監査役石本哲敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．2020年６月30日をもって、大島昭彦氏は代表取締役社長及び取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス取締役、株式会社あい設計取締役でありました。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役又は社外監査役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を、全ての社外取締役及び社外監査役と締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	5名	104百万円
（うち社外取締役）	（2名）	（12百万円）
監査役	3名	12百万円
（うち社外監査役）	（2名）	（5百万円）
合計	8名	116百万円
（うち社外役員）	（4名）	（17百万円）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2007年２月23日開催の株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス及びグラフテック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額40,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、2007年２月23日開催の株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス及びグラフテック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額9,000万円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当する事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役三山裕三氏は、三山総合法律事務所代表及び株式会社インテージホールディングス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役安達一彦氏は、安達一彦法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役石本哲敏氏は、石本哲敏法律事務所代表、ハウスコム株式会社社外取締役及び岡部株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	三山裕三	当事業年度開催の取締役会５回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を３回行いました。 弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験に基づき、適時、適切な発言を行っております。
取締役	河本博隆	当事業年度開催の取締役会５回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を３回行いました。 国家機関の要職を歴任された豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。
監査役	安達一彦	当事業年度開催の取締役会５回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を３回行いました。 監査役会５回全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。
監査役	石本哲敏	当事業年度開催の取締役会５回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を３回行いました。 監査役会５回全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。

⑷　会計監査人の状況

①　名称　PwCあらた有限責任監査法人

②　報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容
該当する事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑸　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①　業務の適正を確保するための体制の概要
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底する。また、徹底を図るため、内部監査室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
内部監査室は、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、顧客情報及び営業秘密等を管理するため「情報管理規程」を定めるとともに、社内外を問わず業務上の全ての情報を保存及び管理するため「文書管理規程」を定める。
取締役会その他の重要会議の意思決定に関する情報や、その他の重要決裁に関する情報についても、「文書管理規程」に基づき文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できる。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」を定め、各部門のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
内部監査室は、当社及び子会社から成る企業集団におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な業務執行を確保するため、経営方針及び経営戦略に関する重要事項については、子会社の取締役の参加を適宜求めつつ、代表取締役会長、代表取締役社長、その他の取締役によって構成される経営会議において事前に十分な審議を行うこととし、その上で、原則四半期ごとに開催される取締役会に諮り決定する。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、企業集団各社の重要事項の決定等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

内部監査室は、企業集団各社の業務遂行状況等の監査を実施し、その結果を企業集団各社の責任者に報告する。企業集団各社の責任者は、必要に応じて内部統制の改善を実施する。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

ト．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定には、監査役会の意見を尊重する。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。

チ．当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、監査役に対して、重大な法令・定款違反又は会社に著しい損害を及ぼす虞のあることを発見した場合には、速やかに報告、情報提供を行うものとし、報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行の状況を把握するため、必要がある場合には当社及び子会社の取締役及び使用人等に説明を求めることができる。

リ．監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ヌ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長及びその他の取締役等と定期的に情報・意見交換を実施する。また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等、連携を図る。

ル．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、当局と連携しつつ企業集団全体として、社会の秩序や安定に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力に対する行動指針を示し、取締役及び使用人への周知徹底を図る。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ．取締役の職務執行

取締役会規則に基づき取締役会を開催し、各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換により、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

ロ．コンプライアンス及びリスクの管理

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス・ホットラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義等を報告する内部通報制度を運用しております。また、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けることがないよう徹底しております。なお、当社及び子会社から提出されるリスク管理報告書等により、当社グループ内において期間中の法令違反、内部通報等のコンプライアンス及びリスク関連事項が発生していないことを確認しております。

ハ．当社グループの業務の適正化

子会社の重要事項の決定については、関係会社管理規程に基づき、当社が適宜事前承認を行い、業務の適正を確保しております。また、内部監査室は、子会社に対して内部監査を実施しており、当社グループの業務の適正化に対応したモニタリングを行っております。

ニ．監査役監査

監査役は、監査役会規程に基づき監査役会を開催し、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議を行い、又は決議するとともに、監査役監査規程に基づき、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、法令及び定款並びにその他の諸規則に準拠して、公正不偏な立場で監査を実施しております。また、監査役は、内部監査室・会計監査人等との情報交換等を通じて連携を図り、内部統制システムの整備と運用状況等について、効果的に監査を行っております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表（2020年６月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	40,333	流動負債	6,727
現金及び預金	25,507	支払手形及び買掛金	2,792
受取手形及び売掛金	6,296	リース債務	490
リース投資資産	763	未払金	1,009
商品及び製品	5,136	未払費用	474
仕掛品	199	未払法人税等	782
未成工事支出金	219	前受金	505
原材料及び貯蔵品	748	賞与引当金	161
前払費用	471	製品保証引当金	0
短期貸付金	374	受注損失引当金	10
その他	655	その他	501
貸倒引当金	△39	固定負債	4,719
固定資産	20,644	リース債務	1,090
有形固定資産	9,573	繰延税金負債	736
建物及び構築物	1,784	退職給付に係る負債	1,369
土地	6,052	長期前受収益	1,255
リース資産	654	その他	268
その他	1,082	負債合計	11,446
無形固定資産	2,603	（純資産の部）	
のれん	2,196	株主資本	50,055
リース資産	11	資本金	5,000
ソフトウエア	277	資本剰余金	9,029
その他	117	利益剰余金	40,729
投資その他の資産	8,467	自己株式	△4,703
投資有価証券	1,927	その他の包括利益累計額	△582
関係会社株式	4,215	その他有価証券評価差額金	237
繰延税金資産	1,963	為替換算調整勘定	△791
その他	447	退職給付に係る調整累計額	△28
貸倒引当金	△86	非支配株主持分	57
資産合計	60,977	純資産合計	49,530
		負債純資産合計	60,977

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自　2019年7月1日　至　2020年6月30日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		43,179
売上原価		23,072
売上総利益		20,106
販売費及び一般管理費		12,509
営業利益		7,596
営業外収益		
受取利息及び配当金	24	
持分法による投資利益	344	
その他	39	408
営業外費用		
支払利息	5	
為替差損	17	
その他	47	70
経常利益		7,935
特別利益		
子会社株式売却益	31	
その他	5	37
特別損失		
固定資産除却損	18	
投資有価証券評価損	571	
関係会社株式売却損	55	
事業構造改革費用	17	
のれん減損損失	226	
関係会社株式評価損	277	
その他	44	1,210
税金等調整前当期純利益		6,762
法人税、住民税及び事業税	2,357	
法人税等調整額	△229	2,127
当期純利益		4,634
非支配株主に帰属する当期純利益		13
親会社株主に帰属する当期純利益		4,620

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年７月１日　期首残高	5,000	9,029	38,048	△4,702	47,375
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,989		△1,989
親会社株主に帰属する当期純利益			4,620		4,620
自己株式の取得				△1	△1
連結除外による剰余金			49		49
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,681	△1	2,680
2020年６月30日　期末残高	5,000	9,029	40,729	△4,703	50,055

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年７月１日　期首残高	166	△645	18	△461	44	46,958
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,989
親会社株主に帰属する当期純利益						4,620
自己株式の取得						△1
連結除外による剰余金						49
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	71	△145	△47	△121	13	△107
連結会計年度中の変動額合計	71	△145	△47	△121	13	2,572
2020年６月30日　期末残高	237	△791	△28	△582	57	49,530

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2020年６月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,809	流動負債	1,215
現金及び預金	629	短期借入金	695
売掛金	62	未払金	229
前払費用	5	未払費用	3
短期貸付金	1,589	未払法人税等	254
未収入金	1,447	未払消費税等	21
その他	74	預り金	5
固定資産	23,796	賞与引当金	5
有形固定資産	2	その他	0
車両運搬具	0	固定負債	15
工具、器具及び備品	2	その他	15
無形固定資産	19	負債合計	1,230
ソフトウエア	7	（純資産の部）	
その他	12	株主資本	26,358
投資その他の資産	23,774	資本金	5,000
投資有価証券	1,477	資本剰余金	15,788
関係会社株式	21,584	資本準備金	1,045
長期貸付金	257	その他資本剰余金	14,743
繰延税金資産	447	利益剰余金	10,306
その他	7	利益準備金	204
		その他利益剰余金	10,102
		繰越利益剰余金	10,102
		自己株式	△4,736
		評価・換算差額等	17
		その他有価証券評価差額金	17
資産合計	27,606	純資産合計	26,375
		負債純資産合計	27,606

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		3,315
売上原価		－
売上総利益		3,315
販売費及び一般管理費		551
営業利益		2,763
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	78	
為替差益	3	
その他	2	151
営業外費用		
支払利息	11	
投資事業組合損失	3	
その他	0	15
経常利益		2,899
特別損失		
関係会社株式売却損	55	
投資有価証券評価損	571	
関係会社株式評価損	277	904
税引前当期純利益		1,995
法人税、住民税及び事業税	52	
法人税等調整額	△431	△378
当期純利益		2,374

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年7月1日　期首残高	5,000	1,045	14,743	15,788	204	9,716	9,921	△4,735	25,974
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,989	△1,989		△1,989
当期純利益						2,374	2,374		2,374
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	385	385	△1	383
2020年6月30日　期末残高	5,000	1,045	14,743	15,788	204	10,102	10,306	△4,736	26,358

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年7月1日　期首残高	△30	△30	25,943
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,989
当期純利益			2,374
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	48	48	48
事業年度中の変動額合計	48	48	432
2020年6月30日　期末残高	17	17	26,375

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月17日

あいホールディングス株式会社
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　萩　森　正　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清　水　健太郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2019年７月１日から2020年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月17日

あいホールディングス株式会社
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　萩　森　正　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清　水　健太郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2019年７月１日から2020年６月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年７月１日から2020年６月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年８月17日

あいホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　田　口　詞　男　㊞

社外監査役　安　達　一　彦　㊞

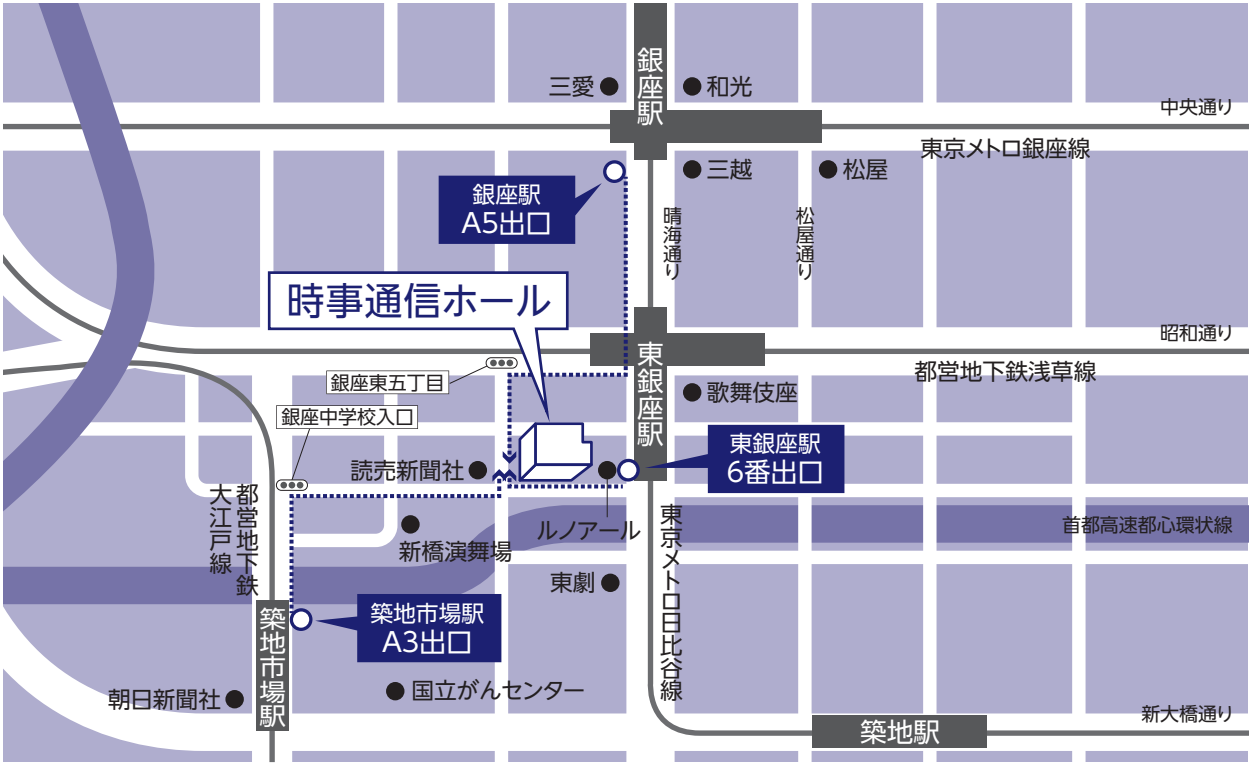
社外監査役　石　本　哲　敏　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場 時事通信ホール（時事通信ビル2階）

住 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号　**電 話** 03-3546-6606



交通のご案内				
	東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線	「東銀座駅」	6番出口	徒歩1分
	都営地下鉄大江戸線	「築地市場駅」	A3出口	徒歩6分
	東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線	「銀座駅」	A5出口	徒歩7分

＊駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT